

<p>又は第二項の規定による認可に係る小売定価（以下この号において「小売定価」という。）により購入することに伴い、当該消費者に対し、当該小売販売業者その他の小売販売業者の負担により財産上の利益が提供され、かつ、当該財産上の利益の提供に要する費用に対し、令和二年度及び令和三年度の一般会計予算におけるマイナポイント事業費補助金（以下この号において「マイナポイント補助金」という。）を財源とする補助を受ける場合であつて、小売定価又は小売定価からこれに含まれる消費税額及び地方消費税額の合計額に相当する額を控除した残額（以下この号において「小売定価等」という。）に対する当該財産上の利益の割合が百分の二十五（小売定価等に対する、マイナポイント補助金による補助を受けて既に当該消費者に対して提供した財産上の利益の総額と五千円との差額の割合が百分の二十五より少ない場合にあつては、その割合）であるとき。</p> <p>〔七略〕</p>	<p>項又は第二項の規定による認可に係る小売定価（以下この号において「小売定価」という。）により購入することに伴い、当該消費者に対し、当該小売販売業者その他の小売販売業者の負担により財産上の利益が提供され、かつ、当該財産上の利益の提供に要する費用に対し、令和二年度及び令和三年度の一般会計予算におけるマイナポイント事業費補助金（以下この号において「マイナポイント補助金」という。）を財源とする補助を受ける場合であつて、小売定価又は小売定価からこれに含まれる消費税額及び地方消費税額の合計額に相当する額を控除した残額（以下この号において「小売定価等」という。）に対する当該財産上の利益の割合が百分の二十五（小売定価等に対する、マイナポイント補助金による補助を受けて既に当該消費者に対して提供した財産上の利益の総額と五千円との差額の割合が百分の二十五より少ない場合にあつては、その割合）であるとき。</p> <p>〔七同上〕</p>
--	--

附則

この省令は、公布の日から施行する。

○文部科学省令第五十一号

スポーツにおけるドーピングの防止活動の推進に関する法律（平成三十年法律第五十八号）第二条第三項の規定に基づき、スポーツにおける使用を禁止すべき物質及び国際規約に違反する行為を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年十二月二十八日

文部科学大臣 末松 信介

スポーツにおける使用を禁止すべき物質及び国際規約に違反する行為を定める省令の一部を改正する省令

スポーツにおける使用を禁止すべき物質及び国際規約に違反する行為を定める省令（平成三十年文部科学省令第三十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

<p>改正後</p> <p>第二条 法第二条第三項の文部科学省令で定める物質は、スポーツにおけるドーピングの防止に関する国際規約（次条において「ドーピング防止国際規約」という。）附属</p>	<p>改正前</p> <p>第二条 法第二条第三項の文部科学省令で定める物質は、スポーツにおけるドーピングの防止に関する国際規約（次条において「ドーピング防止国際規約」という。）附属</p>
--	--

<p>書I二千二十二年の禁止表（二千二十二年一月一日に効力を生じる世界ドーピング防止規範）に掲げるものとする。</p>	<p>書I二千二十一年の禁止表（二千二十一年一月一日に効力を生じる世界ドーピング防止規範）に掲げるものとする。</p>
---	---

附則

この省令は、令和四年一月一日から施行する。

○国土交通省令第八十二号

軌道法（大正十年法律第七十六号）第十一条第一項及び鉄道事業法（昭和六十一年法律第九十二号）第十六条第四項の規定に基づき、軌道法施行規則及び鉄道事業法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年十二月二十八日

国土交通大臣 斉藤 鉄夫

軌道法施行規則及び鉄道事業法施行規則の一部を改正する省令

（軌道法施行規則の一部改正）

第一条 軌道法施行規則（大正十二年内務省令）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

<p>改正後</p> <p>第二十一条（略）</p> <p>② 軌道法第十一条第一項ノ国土交通省令ヲ以テ定ムル料金ハ次ノ通りトス</p> <p>一ノ三（略）</p> <p>四 利用者ノ円滑ナ移動及施設ノ利用ノ為ニ設ケラル設備ニ依ル安全且円滑ナ運送ノ確保ニ係ル料金</p> <p>③（略）</p>	<p>改正前</p> <p>第二十一条（略）</p> <p>② 軌道法第十一条第一項ノ命令ヲ以テ定ムル料金ハ左ノ通りトス</p> <p>一ノ三（略）</p> <p>（新設）</p> <p>③（略）</p>
--	---

第二条 鉄道事業法施行規則（昭和六十二年運輸省令第六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定は、これを加える。

<p>改正後</p> <p>（旅客の料金の届出）</p> <p>第三十四条 法第十六条第四項の特別車両料金金その他の客車の特別な設備の利用についての料金金その他の国土交通省令で定める旅客の料金は、次のとおりとする。</p> <p>一ノ三（略）</p> <p>四 利用者ノ円滑な移動及び施設ノ利用ノために設けられる設備による安全かつ円滑な運送の確保に係る料金</p> <p>2（略）</p>	<p>改正前</p> <p>（旅客の料金の届出）</p> <p>第三十四条 法第十六条第四項の特別車両料金金その他の客車の特別な設備の利用についての料金金その他の国土交通省令で定める旅客の料金は、次のとおりとする。</p> <p>一ノ三（略）</p> <p>（新設）</p> <p>2（略）</p>
---	--

この省令は、公布の日から施行する。

附則